

(財)いわて産業振興センター経営改善計画(骨子)

< 計画策定の趣旨 >

本県においては長引く不況と経済のグローバル化が進展する中、製造品出荷額と従業者数の減少に歯止めがかからない等厳しい状況が続いており、今後県内企業の支援機関として当センターの果たすべき役割は極めて大きいものと認識されるが、近年設備貸与等事業の実績が減少傾向にあることから、平成 15 年度末における累積欠損額が 1 億 5 千万円余に拡大しており、収支改善に向けた取組みが必要となったところである。

ついては、収支改善を図りながら、中小企業の振興、新産業の創出というミッションに即し、中小企業に対する最適なサービスを提供するため、以下の経営改善を実施する。

< 基本目標 >

- 1 中小企業支援、新産業創出の専門家組織として、プロパー職員の資質のさらなる向上に努め、県の施策との連携を密にしながら顧客満足度の高い事業の実施、サービスの提供に努める。
- 2 現場に密着した情報収集機能を最大限活用し、県に対し顧客ニーズに係る情報提供のほか、施策提案を行いうる組織への成長を図る。
- 3 事務事業見直し、職員定数の削減等により収支改善を図りながら単年度黒字体質を確立し、早期に累積欠損の解消を目指す。

< 経営改善策 >

1 経費の削減

(1) 人件費の削減

当分の間、退職者は不補充とする。 【 8,500 千円 (1 人あたり) 】

経営改善の状況や県からの補助・委託事業の動向を見極めながら新規採用を再開。

事務局長の県現職派遣を要請 【 5,400 千円 】

近年の厳しい県内産業状況から、センター運営は県とより一体となり産業振興に取組む必要があることから、体制見直しとして事務局長職派遣を要請する。

また、事務局長の人件費は設備貸与等事業負担となっているが、近年の実績額減少により経営を圧迫する要因となっていることから、人件費負担の軽減を行う。

県派遣職員の縮減

業務の抜本的見直し、選択と集中により業務量を削減し、派遣職員数の縮減を図る。

(2) 県単機械類貸与事業貸与原資の県からの借入利率の低減を要請 【 12,000 千円 】

現在 0.5% の利率で借り入れているが、収益に占める金利負担の割合が高くなっていることから、利率の低減を県に対して求める。

(3) 事業内容、人員体制の見直しによる間接経費の削減

業務量の削減とともに、より一層経費削減に向けた取組みを推進する。

2 増収策

(1) 設備貸与事業等の増収

1 (2) が実現した折には、設備貸与事業の割賦損料の引下げや、機械類貸与事業の割賦損料の弾力化等制度改正の検討を行い、制度の魅力を高め競争力を向上させる。

- (2) **賛助会員に対するサービス拡充による会費収入の増加** 【1,700千円】
(3) **適正な受益者負担の導入**
いわて登録企業名簿頒布に係る負担金の検討
研修開催方法・内容の抜本的見直し

< 事業・組織の見直し >

1 設備貸与事業（県単貸与を含む）

(1) 実績低迷の要因

- ・設備貸与事業は法律の規定により資金調達方法、損料率の一律化、審査委員会の開催等が義務付けられており、柔軟な運用が困難であること。また、国に対して（財）全国中小企業設備貸与機関協会を通じて制度改正の要望は続けているものの、当面法令等の改正の見込みはないこと。機械類貸与事業はそれを補完する県単事業として実施しているため同様の取り扱いとしてきたこと。
- ・従来は類似制度の中で当制度が最も低金利であったが、近年は中小公庫の貸付基準金利は2.0%を下回っており、金利面での競争力が相対的に低下したこと。
- ・民間のリース制度の充実、民間金融機関の融資制度の多様化、県単融資制度の充実に伴い、中小企業の設備導入に係る選択肢が増えたこと。
- ・設備過剰とする割合から不足とする割合を引いた指標を見ると、ここ数年全国的には設備過剰の状況にあったため、設備投資需要改善が図られなかったこと。

(2) 検討結果

今後も実績を確保していくことは厳しい状況にあるが、以下の点で引き続き必要性があると判断されることから存続する。

理由

- ・県としても必要な施策であるため存続すべきであるとの方針が示されていること。
- ・当制度は民間金融機関から融資を受けられない企業に貸与を行うことにより、成長を支援した実績を多数有すること。今後も企業の成長支援のため、同様の役割を担う必要性があること。
- ・現在はリピーターによる制度利用の割合が高くなっているが、今後も根強いニーズがあること。よって、これら顧客に対するフォロー等のきめ細かいサービスを続けていくことで、一定の実績を確保しうること。
- ・当制度を休廃止し、割賦損料、リース料等の収入がなくなった場合、現在当事業で負担している人件費及び事務所賃借料等の固定経費を賄えなくなること。

(3) 収支改善試算

設定条件：設備貸与・機械類貸与合計で年間6億8千万円の貸与額として積算。

機械類貸与原資借入利率 H17年度以降0%（過年度貸与分も遡及）

人件費按分比率 設備貸与 60% 機械類貸与 40%

結果：平成19年度から営業利益ベースで黒字。23年度末で累積欠損解消。

2 資金貸付事業

無利子の設備資金は他にないことから、当制度の優位性をアピールしながら需要増大に努めていくこととする。

3 取引支援事業

(1) 課題

- ・下請として発注される業務のうち単純・大量生産に係るものを中心に生産の海外移転が進んでおり、国内の仕事量自体が減少傾向にあること。発注企業からの注文どおりに製造するのみでは生き残りが難しくなっていること。
- ・下請企業に取引あっせんを行うのみでは下請けからの脱却は困難であり、自立化が促進されないこと。
- ・国、県の財政難により予算額の削減も行われる中で、効率的な取引あっせんシステムの確立が求められること。
- ・技術革新のスピードが速まり、商品サイクルが短縮する中で、発注サイドのニーズに対応可能な企業の見極めを的確に行い、あっせんするためには、職員も常に変化する技術に係る知識を身に付けなければならないこと。

(2) 取組事項

- ・年度ごとに重点分野を設定し、発注開拓を実施。また、重点分野に対する優良受注企業を選定し、重点的にあっせん活動を展開し、効果的な取引あっせん活動を行う。
- ・発注企業に対するフォローアップの重視。
- ・優良受注企業の自立化を支援し、優良受注企業からの「卒業」を促進
- ・受注企業のうち、受注獲得のために課題があると認められる企業に対する経営支援（専門家派遣、経営革新への誘導、工程改善研修会の開催等）
- ・インターネットによるマッチングシステム構築の検討

4 その他（組織体制及び事業内容の見直し）

当センターの果たすべき役割については、県が16年度内に各商工関係団体との役割分担を明確化し、方針を定めることとしているが、組織体制及び事業内容の見直しについて、現段階でセンターにおいて検討している課題は以下のとおりである。

(1) コーディネート部門の新設

事務局長直轄のビジネスコーディネート室（仮称）を設置し、各課施策のトータルコーディネートを行う機能の充実を検討。

(2) 課制からグループ制への移行

課を大幅に統合。大括りのグループ制により各施策の連携強化、繁忙に対応した柔軟な執行体制の確立により、マンパワーの効率的な活用を図る。

(3) スペシャリストによるサービスの充実

プロパー職員のさらなる資質の向上、ノウハウの蓄積によるサービスの向上を目指す。

(4) 高度化診断事業の実施体制の見直し

本来貸付主体である県自身が行うべき業務のため、委託終了の方向で県と協議。

(5) 人材育成・情報提供等事業の見直し

国庫補助メニュー廃止に伴い今後の事業の在り方について抜本的に見直す。

(6) 新事業推進事業の見直し

新法の制定、国直轄型への事業スキームの変更、提案・競争型への予算獲得システムの変更、主要研究開発推進事業の終了に伴う事業の抜本的見直しを行う。

(7) 事務所設置場所の検討

固定費負担の減少、無料駐車場の確保、関係機関との連携強化を念頭に、適地への移転を県と協議する。